

令和7年度上半期調達改善の取組に関する点検結果

令和8年3月31日

行政改革推進会議

目次

1	はじめに	1
2	令和7年度調達改善計画の実施状況	1
(1)	調達改善計画の策定状況	1
ア	共通的な取組	1
イ	重点的な取組	1
ウ	取組の難易度、目標達成予定時期の設定	2
(2)	令和7年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況	2
ア	取組の進捗度	2
イ	明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項	2
ウ	外部有識者からの意見聴取	2
3	調達改善の取組の具体的な実施状況	2
(1)	競争入札の改善	3
ア	競争入札の改善に向けた審査・管理	3
イ	一者応札等の要因分析	4
ウ	競争参加者増加のための取組	4
エ	情報システム調達の改善	5
(2)	随意契約の改善	6
ア	競争性の向上のための取組	7
イ	より適正な価格での調達	7
ウ	少額随意契約の改善	7
(3)	調達の公正性、透明性等の確保	8
ア	総合評価落札方式の適正な実施	8
イ	企画競争の適正な実施	8
(4)	調達の合理化	9
ア	共同調達・一括調達	9
イ	電力調達	10
(5)	調達事務のデジタル化	11
ア	政府電子調達システムの利用促進	11
イ	調達事務の効率化	11
(6)	調達改善に資する情報共有等	12
ア	調達改善に資する研修等	12
イ	地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会	12

ウ	行政改革・効率化推進事務局による実践的ノウハウ等の情報共有	・13
4	<u>有識者グループ構成員からの主な指摘</u>	・13
5	<u>今後の取組</u>	・15

別添

別添 1 国の調達に係る契約金額（令和 6 年度） 17

別添 2 各府省庁における調達改善の主な取組（令和 7 年度上半期） . . . 20

1 はじめに

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠であるため、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

今般、各府省庁において、令和7年度調達改善計画の上半期自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員（以下「有識者グループ構成員」という。）（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

- ※ 石田 恵美 弁護士、公認会計士（BACeLL 法律会計事務所）
川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役
瀧川 哲也 ポストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー
堀川 義一 株式会社リサリティ 代表取締役

2 令和7年度調達改善計画の実施状況

（1）調達改善計画の策定状況

各府省庁は、令和7年度調達改善計画について、同年度の開始までに策定、公表している。

ア 共通的な取組

令和7年度調達改善計画においては、全府省庁が共通で推進する取組を①調達改善に向けた審査・管理の充実、②調達事務のデジタル化の推進とした。

イ 重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性や調達の課題を踏まえ、契約金額の多寡や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・

内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、随意契約の改善、情報システム調達の改善、総合評価落札方式及び企画競争の適正な実施等を重点的な取組として設定している。

ウ 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

各府省庁は、取組の項目ごとに難易度を設定しているほか、計画内容に応じて適切な目標や期限を設定している。また、取組の効果を把握した上で、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行っている。

(2) 令和7年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、令和7年度調達改善計画に基づいて実施した取組の進捗度、課題等を分析し、自己評価した結果を、令和7年11月までに公表している。また、自己評価に関して、外部有識者から意見を聴取している。

ア 取組の進捗度

各府省庁の取組の進捗度はおおむね「A」（計画に記載した内容をおおむね実施）となっており、総じて順調に進んでいる。

イ 明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項

取組の実施結果を踏まえた具体的な課題や対応策を記載している府省庁が複数見られた一方、具体的な記載をしていない府省庁も複数見られた。

各府省庁は、可能な限り個別案件に基づき具体的に記載するなど、取組の進捗等を分かりやすく表現することにより、これらの項目を分析・評価し、PDCAサイクルを効果的に回していくことが求められる。

ウ 外部有識者からの意見聴取

個々の取組について外部有識者から具体的な意見を聴取している府省庁が多く見られた。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として契約実務を熟知している有識者から意見を聴取し、各府省庁で課題となっている特定の調達品目や契約方式について工夫する事例が見られた。一方、外部有識者から具体的な意見を聴取していない府省庁も見られた。

各府省庁は、引き続き、可能な限り、具体的に意見を聴取して、その内容を今後の取組に反映し、調達改善を推進していくことが求められる。

3 調達改善の取組の具体的な実施状況

各府省庁における調達改善に向けた取組の実施状況は以下のとおりである。

(1) 競争入札の改善

国の契約は、原則として、競争に付さなければならないとされている¹。競争入札における応札者数は、その時々の経済情勢や市場の需給状況等、様々な要素により左右される。しかしながら、入札者や落札者がいない場合に加え、同種の入札に一者応札が続く場合、特に、同一事業者が受注を繰り返す場合には、競争原理が働かないことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある。また、当該事業者の事業撤退などにより調達そのものが困難となるリスクにも留意する必要がある。このため、各府省庁は、一者応札や不落・不調（以下「一者応札等」という。）となることを防止するため、調達内容や応札者減少を含む地域事情などの調達特性を踏まえ、仕様の見直しや公告期間の延長、業務範囲の分割・統合を行うなどの工夫を重ねつつ入札手続を進めている。また、一者応札等となった案件について要因の把握と分析に努め、受注可能な事業者の調査や新規参入者への情報発信など、競争参加者の増加を図る取組を継続的に実施することにより、競争性の確保・改善を図ることが重要である。

ア 競争入札の改善に向けた審査・管理

各府省庁は、調達ごとの特性、経緯等に応じた対応を行う必要があることから、個別案件の事前・事後審査等の管理体制を整備して、競争入札の改善を図っている。

複数の府省庁は、入札前、契約前、事後等多段階にわたる審査プロセスを構築した上で、各段階において一者応札等の改善項目をまとめたチェックリストを活用している。また、一者応札等の案件について、個別案件ごとにその要因分析、改善策等を記載した一覧表を作成し、要因の傾向等を把握して有効な改善策を検討している。当該一覧表は、契約監視委員会等の参考資料や事業者への情報提供等のための公表資料としても活用されている。

各府省庁は、継続的に一者応札等となっている案件の審査・管理の強化のため、契約監視委員会等やデジタル統括アドバイザー²からの指摘を次回の調達に反映させるなど外部有識者の知見を活用している。複数の府省庁においては、外部有識者からの指摘を踏まえた改善策やその成果を再度外部有識者に報告するプロセスの構築が行われている。

また、各府省庁は、このような取組により成果があった改善事例等を取

¹ 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項等参照

² 「デジタル統括アドバイザー」は、各府省庁のデジタル統括責任者等に対する技術的・専門的観点からの支援・助言等を行い、各府省庁におけるITガバナンスの強化の支援・助言等を行う。令和3年9月以降は、各府省庁は「デジタル統括アドバイザー」を設置することができるとされている（「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成26年12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定により最終改定））参照）。

りまとめ、調達改善の手引を作成し、自府省庁内で共有するなどの様々な方法により組織全体に情報共有することによって、取組の定着を図っている。

さらに、多くの府省庁は、複数の事業者から見積書を取得することやインターネット検索による市場価格の検証、物価資料等を活用することにより、最新の市場動向の把握に努めている。その上で、原材料費や人件費の上昇等を踏まえた実勢価格を予定価格に適正に反映させている。また、必要に応じて履行期間を長めに設定することなどにより、経済社会情勢が変化する中においても、競争性を確保しつつ、適正な価格での調達を行う取組が行われている。さらに、複数の府省庁においては、不落・不調となった場合においても、その要因や実勢価格を調査し、改めて予定価格や履行期間等を検討した上で再公告を行うことにより、必要な調達を適正な価格で確実に実施するための取組も行われている。

そのほか、複数の府省庁において、情報システムの調達、公共工事、庁舎管理等について、契約の内容に応じ、適正な履行期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約を締結することにより、経費の削減や受注者の確保を図る取組が見られた。

一方、特殊な技術、品質が求められる調達等であり、そもそも特定の一者以外においては履行し得ない案件は、競争入札を実施しても一者応札等を繰り返すこととなる。このような場合、外部有識者等の第三者による審査を行うなど慎重な検討を経た上で、見積根拠の精査等を行い、随意契約とすることが合理的なこともあり、複数の府省庁は、調達に必要な技術や設備等を明示した上で参加者を公募するなどして、改めて特定の者だけが業務を履行し得ることが確認された場合には、見積根拠の精査等（取組の詳細は（２）イ参照）を実施し、随意契約によることとしている。

イ 一者応札等の要因分析

各府省庁は、入札説明会に参加したものの応札しなかった事業者等に対するアンケート調査やヒアリングで把握した一者応札等の要因等を踏まえ、十分な公告期間・履行期間の確保や予定価格・仕様書の見直しなどの改善を実施している。

ウ 競争参加者増加のための取組

複数の府省庁は、受注可能な事業者を把握するため、過去に他府省庁等からの受注実績を有する事業者や再委託事業者を確認することや、事業者団体のウェブサイト等の様々な情報源を活用することなどにより幅広く調査して、その結果を事業者に対する積極的な情報提供に活用している。

また、各府省庁は、事業者への情報発信を幅広く行うため、政府電子調

達システム³を活用して、「調達ポータル」サイト⁴に調達情報を登録するなどの取組も実施している。

そのほか、中小・スタートアップ企業等も含めた新規の競争参加者を幅広く募るため、技術力のある中小企業等が有する競争参加資格の等級に関わらず入札参加を可能とする取組や、総合評価落札方式において原則として実績要件を設定しないこととする取組も複数見られた。

エ 情報システム調達の改善

情報システムについては、デジタル庁が、国の行政機関が行う情報システムの整備・管理に関する行政各部の事業の統括・監理、同事業に必要な予算の一括要求・確保、同事業の全部又は一部を自ら執行することなどとされている⁵。デジタル庁は、同庁自らが実施する情報システム調達の改善を進めるとともに、各府省庁は、引き続き自ら実施する情報システム調達について、デジタル庁と連携しながら対応している。

各府省庁は、ベンダーロックイン⁶を回避するために、デジタル統括アドバイザーの助言を得るなどして、情報システムの要件定義の明確化や、従来の受注者等、特定の事業者には有利な仕様内容とならないようにしているほか、事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の見直し、ベンダーロックイン防止目的のチェックリストを用いた調達事務各段階における確認、事業者に対する積極的な情報提供などに取り組むことにより、競争性を高めている。また、情報システムに関する高度な知識と豊富な経験を有する職員の知見を活用して、システムエンジニア等の単価や過去の実績を踏まえた工数による予定価格の妥当性を評価している。

さらに、複数の府省庁において、スタートアップの活躍が期待される国の情報システムの整備及び運用に係る調達のうち、特殊な技能や高い技術力を要する案件について、デジタル分野におけるスタートアップからの調達機会を拡大する措置⁷を講ずる取組も見られたほか、一部の府省庁にお

³ 「政府電子調達システム（Government Electronic Procurement System: GEPS）」とは、「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成23年7月15日改定）に基づき構築された府省庁共通システム。平成26年3月から運用が開始されており、国の行政機関等が利用している。

⁴ 統一参加資格申請・調達情報提供サイト及び政府電子調達システム（GEPS）を調達ポータルから利用することで、調達案件の検索、電子入札・契約、少額物品の販売等の一連の手続きをオンラインで行うことができるウェブサイト。

⁵ デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第4条第2項等参照

⁶ 「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。

⁷ デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の実施要領（令和6年1月15日デジタル社会推進会議幹事会決定）

いて、ソフトウェアの調達に当たり、デジタルマーケットプレイス⁸を活用して調達する取組も見られた。

＜競争入札の改善等の取組例＞

- 経済産業省は、入札前の自己チェックとして、前年度一者応札だった 176 件を対象に、入札公告前にセルフチェックリストによる改善策の実施状況等を確認し、契約前のチェックとして、一者応札かつ高落札率となった 123 件を対象に、入札手続等の妥当性等を各部局の総務課長等が確認を行っている。また、事後のチェックとして、外部有識者による審査を実施する取組を行っている。
- 文部科学省は、スタートアップを含む技術力のある中小企業者等については競争参加資格の等級に関わらず、上位等級の入札に参加できる措置を原則化し、会計監査組織が入札公告前に当該措置が取られていることを確認する取組を行っている。
- 国土交通省は、情報システムの保守・運用案件について、開札時期の前倒しによる派遣人員調整期間の確保と支払要件の多頻度化による労務費のキャッシュフローの改善、競争参加資格要件の拡大等の取組を行っている。
- デジタル庁は、クラウドソフトウェアの調達の際に、調達の迅速化や調達先の多様化を図るために、デジタルマーケットプレイスを活用して、指名競争入札による調達手続を実施した。

※その他の競争入札の改善の取組例は、[別添2](#)参照。

(2) 随意契約の改善

国の契約において、随意契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に採用される契約方式とされている⁹。一般に、随意契約は、一定の能力、信用等が確実な者を特定し選定することができるという利点がある一方で、その運用を誤った場合には、契約の相手方が一部の者に偏ることや、調達価格の高止まりが生じるなどの懸念があることから、契約方式や調達価格について適正であるかどうか、十分に留意する必要がある。

このため、各府省庁は、随意契約によることとした場合は、経済性や公正性等に留意した手続を実施するとともに、特に競争性のない随意契約によることとした場合には、その理由を明確にし、公告前にその妥当性等を審査す

⁸ デジタル庁においては、デジタル庁情報システム調達改革検討会最終報告書（令和5年3月10日公表）において、「①機動的・柔軟な調達手続きの改善」（アジャイル開発の導入ガイドの整備等）、「②システム調達における発注者側の能力向上」（調達相談窓口の設置等）、「③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大」（デジタルマーケットプレイス導入等）、「④ベンダーロックインの排除」（一者応札の調査・分析等）、「⑤内部統制等による透明性の確保」（契約監視委員会等による積極的な助言・支援等）等の施策が提言され、順次、各施策の実施に向けて取組が推進されている。デジタルマーケットプレイスは、多様なベンダーがクラウドソフトウェアを登録し、その中から行政機関が必要なサービスを検索・選定し、簡易的に調達できるようにするための、デジタル庁が運営する調達プラットフォームであり、令和7年3月から運用を開始している。

⁹ 会計法第29条の3第4項等参照

ることと適正な契約方式の適用に努めるほか、随意契約によることとした理由を公表することなどにより、競争性及び透明性を担保するものとされている¹⁰。

ア 競争性の向上のための取組

各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないように事前審査を行い、発注条件や仕様書を見直すなどして一般競争入札に移行する、あるいはこれが困難な場合も、企画競争や公募により競争性のある契約方式への移行を検討する取組などを実施している。

審査に当たって、より慎重な検討を行うため、複数の職員からなる会議体を設置している取組が複数見られた。また、特定の事業者との随意契約が継続している案件について、他の事業者に対しても積極的に情報発信するため、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載する取組も見られた。

競争性のある随意契約のうち一者応募となったものについては、競争入札と同様に、過去に他府省庁等からの受注実績を有する事業者や再委託事業者を確認して幅広く情報提供を行うなど、参加者増加のための取組を行う必要がある（競争入札の改善のための取組は（1）参照）。

イ より適正な価格での調達

複数の府省庁においては、随意契約によらざるを得ない場合においても、より適正な価格での調達を目指して、調達する財・サービスの価格の積算構造や価格動向等に関して情報収集を行いつつ、事業者から入手した見積りについて、物品価格、人件費、数量など見積根拠の精査を行っている。

見積根拠の精査に当たっては、精査の手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当であり、ノウハウのマニュアル化や改善事例の共有等の取組が複数見られた。

ウ 少額随意契約の改善

少額随意契約は、契約金額が少額なため、事務手続の簡素化の観点から随意契約の方式によることができるものとされているが、事務負担等も考慮しつつ、可能な範囲で一般競争入札に移行することや、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容、数量等を公示し、参加を希望する者から幅広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式を導入することなどにより、透明性や競争性を確保する取組が複数見られた。

¹⁰ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）3（1）⑨により、各府省庁は、随意契約によることとした理由等を公表することとされている。

また、少額随意契約による調達において、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用して、事務手続を効率化する取組も複数見られた。

〈随意契約の改善の取組例〉

- デジタル庁は、随意契約とする場合は、契約担当で事前審査を行うとともに、「随意契約審査委員会」において随意契約を行う理由の説明を求め、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた審議を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないか検討を実施している。令和7年度上半期に随意契約した全182件について、事前に随意契約審査委員会を開催し、調達方式や法的根拠等が妥当であるか審査を行った。
- 財務省は、少額随意契約とすることが可能な予定価格の調達においても、事務コストや地域性等に配慮しつつ、競争性、公正性、透明性確保の観点から、一般競争入札又はオープンカウンター方式を令和7年度上半期に411件実施した。

※その他の随意契約の改善の取組例については、[別添2](#)参照。

(3) 調達の公正性、透明性等の確保

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性等を確保するとともに、情報公開の充実により国民への説明責任を十全に果たすことが必要である。特に、総合評価落札方式及び企画競争は、価格以外の要素を考慮する方式であるため、落札者等の選定過程等において、より公正な手続を定め、透明性の高い仕組みを構築することにより、適正な競争を担保する必要がある。

ア 総合評価落札方式の適正な実施

総合評価落札方式は、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式である。

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとされている。また、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めることとされている¹¹。

イ 企画競争の適正な実施

企画競争は、契約相手方を選定する際に、複数の者に企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画提案書等を提出

¹¹ 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)

した者と随意契約を締結する方式である。

企画競争の実施に当たっては、競争に価格の要素が含まれないことから、それが真に適切かつやむを得ないと言えるか慎重な検討と審査が必要になる。また、総合評価落札方式の場合と同様に、評価方法の作成や契約相手方選定段階における第三者の意見の反映等、特定の者が有利とならないよう公正性や透明性に留意した手続を実施する必要がある。

複数の府省庁においては、総合評価落札方式や企画競争について公正性や透明性の確保に留意した内規の整備や、その遵守のための体制を確立するなどの取組が見られた。また、技術的要素等の審査において、統一的な判断を行えるように評価項目ごとに評価の基準を明確化している取組が見られた。さらに、審査の公正性を確保する観点から、特定の審査委員の評価結果が他の審査委員の評価結果と大きく異なる場合は、評価の判断をした理由などを検証する仕組みを定めている取組も見られた。

そのほか、各府省庁において、賃上げ企業への加点措置など、特定の政策目的の実現にも資するよう、公共調達を活用する取組（付随的政策）も見られた。

＜調達の公正性、透明性等の確保の取組例＞

- 文部科学省は、総合評価落札方式・企画競争の実施にあたり、会計監査組織による調達手続の各段階で透明性・公平性・競争性等が確保されているか事前監査するとともに、契約監視委員会等で外部有識者の知見を活用した事後検証及び検証結果を踏まえて省内への指導を行っている。
- 法務省は、総合評価落札方式による競争入札において、政府の推進方針を受けて、原則として、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価」や「賃上げに関する評価」の項目を設定し、評価を行っている。「賃上げに関する評価」の実績確認にあたっては、各官署における事業者への確認漏れを防止するため、あらかじめ本省において、賃上げ評価項目を設定した案件及び当該案件に係る賃上げ表明期間の終了日を把握し、落札者が表明書に記載した基準どおり賃上げを実施したかどうか、適宜、該当の官署に確認を行っている。

※その他の調達の公正性、透明性等の確保の取組例については、[別添2](#)参照。

（４）調達の合理化

費用対効果の高い調達を実現するためには、競争性及び経済性の観点から、その調達規模や地域要件が合理的なものとなっているか検討することが重要である。

ア 共同調達・一括調達

共同調達・一括調達¹²（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効な取組であるが、全体としてコスト削減効果を得るには、①スケールメリットが生じる調達規模の確保のみならず、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストも重要となる。このため、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格での調達の追求を目的として、参加官署や対象品目についての組合せを検討することが必要である。

また、各府省庁は、共同調達等の効果や事務負担について、共同調達等の開始後においても、グループごとに定期的な検証を行い、手続を含めて調達が合理的なものとなっているか継続して確認することが重要である。

令和7年度上半期においても、定期的な検証を行いつつ、共同調達等を実施する官署の増加や調達品目の拡大により、コストや事務負担の軽減を図った府省庁が複数見られた。

イ 電力調達

電力調達に関する取組については、電力小売の完全自由化を受けて、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行するなどの取組が進められてきた。しかしながら、令和4年以降、国際的な資源価格の上昇に加え、円安の影響等により、エネルギー価格が高騰し、各府省庁では、一般競争入札を実施しても応札者がおらず、最終保障供給契約¹³による随意契約となった事例が複数見られた。

令和7年度上半期においては、共同調達・一括調達を行う取組や、地域の特性を踏まえエリアを分けるために業務を分割する取組などの工夫も見られ、一般競争入札が成立する事例が増加するなど、電力市場は回復傾向にある。他方、地方支分部局等では依然として最終保障供給契約による随意契約となった事例が複数見られた。

今後も、電力市場の動向を注視していくとともに、再生可能エネルギー調達比率¹⁴に留意しつつ、競争参加者を増加させるための取組を進めてい

¹² 本報告書において、「共同調達」とは、複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと、「一括調達」とは、同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うことをいう。「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ（平成25年1月29日最終改定））等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現によるコスト削減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。

¹³ 最終保障供給契約とは、利用者がどの小売事業者からも電気の供給を受けられない場合、電気の供給を受けられなくなることをないよう、セーフティネットとして、一般送配電事業者により最終的な電気の供給を行う最終保障サービスの契約のことであり、電気事業法（昭和39年法律第170号）により義務付けられている。

¹⁴ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、「①2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。②2030年度以降について、再生可能エネルギー

くことが重要である。

(5) 調達事務のデジタル化

調達の実施に当たっては、公正性、透明性、競争性等を確保するとともに、事業者や発注者の負担軽減等に資するため、デジタル化を進めて、調達事務の効率化を図ることが重要である。

ア 政府電子調達システムの利用促進

入札の実施、契約書の作成等については、政府が行う物品、役務等に係る一連の調達手続を電子的に行うことができる政府電子調達システムによりオンライン化されている。同システムによる電子入札や電子契約については、デジタル庁を中心に各府省庁において、利用率の向上を図っている。具体的には、各府省庁は、同システムの利用について、実務者向けのマニュアルを作成し共有することや研修を実施するなどの様々な方法により組織全体に情報共有を行ったり、原則として電子入札・電子契約とする旨を入札説明書へ記載する取組や契約件数が多い事業者に個別に同システムの利用について情報提供をしたりするなどの取組を行っている。これらの取組により、令和7年度上半期においては、地方支分部局等を含め、多くの府省庁において利用が促進されている。

さらに、複数の府省庁において、少額物品調達業務（GEP Sマーケットプレイス）¹⁵を活用することにより調達事務を効率化する取組も見られた。

イ 調達事務の効率化

複数の府省庁は、契約監視委員会や入札説明会等をオンラインで開催するほか、事業者からの見積書や請書等を電子メールにより收受するなど調達事務の効率化に関する取組を実施している。

また、既存のアプリケーションを活用することによる支払決議書への入力などの定型的な作業の自動化、AIを用いた仕様書や新技術の分析・整理など、事務を効率化する取組も複数見られた。

さらに、庁舎移転の際に、不要物品の廃棄や調達内容の見直しを行うことにより、コスト削減に加えデジタル化・事務の効率化を図る取組が見られた。

ギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。」旨が定められている。

¹⁵ デジタル庁は、電子化による業務効率化、調達コストの削減の観点から、政府電子調達システムに少額物品調達業務（GEP Sマーケットプレイス）機能を追加し、令和7年3月から当該機能の運用を開始しており、令和7年9月末時点で17府省庁、95官署、731種類の発注実績がある。

〈調達事務のデジタル化の取組例〉

- 国土交通省は、公共工事等における新技術の活用促進のため、新技術に係る情報を共有及び提供するためのデータベースとして新技術情報提供システム（以下、「NETIS」という。）を運用している。NETISでの技術の比較・検討を容易にするために、検索した技術と類似した技術をAIにより抽出して自動的に比較表を作成する機能を既存のシステムに実装することにより、新技術選定時の受発注者の負担軽減を図っている。
- 防衛省は、支払決議書の入力をRPA（Robotics Process Automation）によって自動化することにより、約200件の支払決議書の入力に要する時間を導入前の約17時間から約30分に縮減し、事務負担の軽減を図っている。
- 公正取引委員会は、庁舎移転の際の引越費用を含むトータルコストを削減するため、不要文書及び不要物品の廃棄、文書の電子化によるサイドワゴンの大幅な削減、また、国会中継の契約停止及びインターネット視聴への切替えによるテレビの削減等により、引越費用及び移転後の調達費用の削減のための取組を行っている。

※その他の調達事務のデジタル化の取組例については、[別添2](#)参照。

（6）調達改善に資する情報共有等

各府省庁は、調達改善の取組について、研修を通じて共有するなど、様々な方法により組織全体に情報共有することにより、定着を図ることが重要である。

ア 調達改善に資する研修等

調達改善に資する研修等の取組については、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けチャットツール等を活用している府省庁や、調達改善に関する知見の共有のために、内部監査の機会を活用している府省庁が複数見られた。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成するため、例えば、情報システムに関しては、デジタル統括アドバイザー等の専門家を講師として、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も複数見られた。また、調達改善の取組や成果を人事評価において適切に反映して、予算執行の効率化、実務担当者のコスト意識の醸成等を図っている府省庁も見られた。

イ 地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会

地方支分部局等においては、全国10の財務省財務局等を中心に、各地域における共同調達の推進に向けた連絡会が開催されている。連絡会においては、共同調達の成果を検証する中で、物価・人件費の上昇など調達環

境の変化に対応するため、地域性を踏まえた共同調達の改善など、府省庁が連携して取り組むための議論が具体的に進められている¹⁶。連絡会は、共同調達に関する議論とともに、調達改善の取組の情報交換の場にもなっており、各地域における府省庁を越えた実務担当者間の地域の実情に応じたノウハウ共有の機会としても機能している。

ウ 行政改革・効率化推進事務局による実践的ノウハウ等の情報共有

行政改革・効率化推進事務局（以下「事務局」という。）は、ノウハウ共有の一環として、調達実務担当者を対象とした地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会に参加¹⁷して、各府省庁における調達改善に関する取組、一者応札等の改善、電力調達の改善、RPA導入に関する事例、政府電子調達システムの利用促進について情報共有や実務担当者との意見交換を実施したほか、財務省が開催する会計事務職員向けの研修で講師となり、調達改善の取組の紹介を行った。

また、各府省庁において作成・活用している内規等、一者応札等の改善や電力調達の改善に関して取り組んでいる個別事例の情報のうち、他府省庁の参考となり得るものを事務局で収集・集約し事例集を作成して、各府省庁が随時に閲覧及びダウンロードできる地方支分部局等を含む実務担当者向けの電子掲示板に掲載したほか、事務局が連絡会や研修で使用した発表資料等のコンテンツを充実させ、効率的・効果的な府省庁間のノウハウ共有を図った。

<調達改善に資する情報共有等の取組例>

- 法務省は、一者応札となった案件のうち、特に予定価格が1,000万円以上の案件については、各庁において統一的な様式に基づく個別の要因分析を実施しており、本省において集約した当該分析結果を複数年度にわたって集計し、一者応札が発生する要因や傾向の把握、対応策についてマクロ的に分析した資料を作成し、省内で情報共有している。

※その他の調達改善に資する情報共有等の取組例については、[別添2](#)参照。

4 有識者グループ構成員からの主な指摘

令和7年度上半期ヒアリング等における調達改善の取組状況全般と今後の方

¹⁶ ノウハウ共有の取組がより有効に機能するためには、可能な限り多くの関係者が参加した上で、それぞれの地域の実情に応じた情報が共有されることが重要となることから、事務局は、令和6年5月、各府省庁に対して、各地域の地方支分部局が連絡会に積極的に参加するよう依頼を行った。

¹⁷ 事務局は、令和7年6月に東海地区、北陸地区、10月に福岡地区、11月に北海道地区、四国地区、12月に近畿地区で開催された連絡会には対面で参加し、9月に中国地区、12月に九州地区で開催された連絡会にはオンラインで参加した。

向性についての有識者グループ構成員からの主な指摘は以下のとおりである。

- ・各府省庁の調達改善の取組においては、それぞれの課題への対応策を検討・実施して、それら対応策が確実に講じられているかをチェックするまでの一連のプロセスが組織的な仕組みとして定着し、深まりも見られており、評価できる。引き続き、このような調達改善の取組を積み重ねていくことが重要である。
- ・一者応札等や随意契約の改善に向けた取組は、経済社会情勢や調達の課題を踏まえた対応がとられるなど、各府省庁において相当程度進んできている。一方で、地方支分部局等を含む各現場における実情に即した熱意ある取組の浸透という意味では、更なる改善の余地がまだ残されているとともに、各府省庁における調達改善の取組状況には差異が見られるのではないかと感じる。各府省庁は、更なる実効性を有する取組を続けていくこと、また、他府省庁の取組事例も参考にしつつ、組織全体に定着・浸透させるための取組を実施し、底上げを図ることが重要である。
- ・各府省庁において、調達改善の取組の成果を具体的な数字で示している事例が見られる。こうした成果を数字で示す取組は、調達改善の取組が効果的であることを裏付けるものとして有益であるため、今後とも、各府省庁は、取組による改善効果について、具体的な実績の数字を把握し、定量的な評価に努め、積極的に情報発信していくことが重要である。
- ・各府省庁は、スタートアップを含む新規競争参加者の参入促進の取組においても、公正性、透明性等の確保の観点を考慮しつつ、事業者の新規開拓や情報収集に取り組むことが重要である。
- ・調達事務のデジタル化の取組は、各府省庁において、政府電子調達システムの利用が相当程度進んできており、電子入札率・電子契約率も着実に上昇しているほか、複数の府省庁において、新たな取組や技術の導入が見られる。他方、府省庁間で取組の内容や難易度、実績にはばらつきが見られるため、各府省庁は、他府省庁の取組事例も参考にしつつ、デジタル化の取組を更に推進していくことが重要である。
- ・事務局は、調達事務のデジタル化の取組について、入札前の準備、入札、契約締結、納品成果の確認、支払などの段階ごとに取組内容を把握し、整理・分類した上で、優良事例等を共有し、各府省庁が組織内に展開することによって、

全ての府省庁の取組をより良くしていくことが重要である。

- ・事務局が行っている調達改善のノウハウを各府省庁に共有する仕組みについて、複数の府省庁において、事務局が電子掲示板に掲載した他府省庁の取組に関する情報を参考にして、調達改善の取組をしっかりと行っている事例が見られた。こうした共有化の仕組みが有意義であることを示すものであり、引き続き、事務局は、共有する情報の更新を行いながら、仕組みを継続していくことが重要である。

5 今後の取組

各府省庁及び事務局は、令和7年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における有識者グループ構成員の具体的な指摘等を踏まえて、以下のとおり取組を更に強化していくことが必要である。

【調達改善のための審査・管理】

- ・各府省庁は、組織内の調達改善の取組状況を確認するとともに、組織的に実施するために必要となる適切な体制を整備すること。
- ・また、調達改善の取組について、地方支分部局等も含む組織全体に仕組みとして定着・浸透させるため、引き続き、取組の定量的な効果や他府省庁の事例を把握しつつ、PDCAを着実に実施し、調達改善の取組の水準向上に取り組むこと。
- ・各府省庁は、企画競争による調達を行う場合、競争に価格の要素が含まれないことに留意し、調達後においても品質の確保、価格の妥当性や競争参加者の増加など適正な効果が発現しているか検証すること。
- ・各府省庁は、不落・不調となった案件について再公告を行う場合、仕様を見直すことや適正な予定価格を設定することにより、競争性を確保すること。
- ・事務局は、各府省庁における調達改善に関するPDCAの実施状況について確認すること。

【調達の公正性、透明性等】

- ・各府省庁は、スタートアップを含む新規競争参加者の参入促進の取組も含め、総合評価落札方式や企画競争、公募等による調達を行う場合、公正性、透明性等の確保の観点も考慮して、事業者の新規開拓や情報収集、内規の整備やその遵守のための体制を確立するなどの取組を実施すること。
- ・事務局は、各府省庁の取組状況を確認するとともに、総合評価落札方式や企画競争、公募等による調達の公正性、透明性等を確保している優良事例等の情報共有を行うなどして各府省庁の取組の促進を図ること。

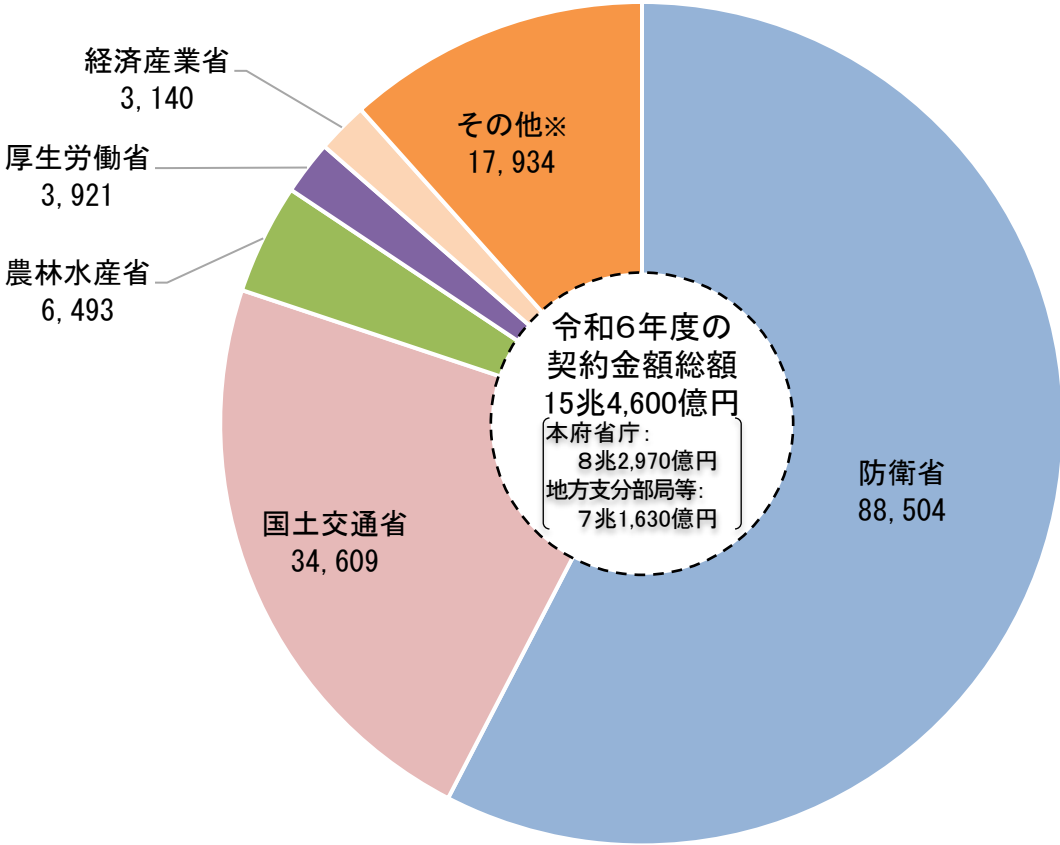
【調達事務のデジタル化】

- ・各府省庁は、調達事務のデジタル化を推進し、行政サービス維持の観点からも、事業者及び発注者の負担軽減等のために、新たな取組や技術の導入も検討の上、事務の効率化を図るとともに、競争性の確保・改善の取組を推進すること。
- ・特に、政府電子調達システムによる電子入札や電子契約については、各府省庁において、地方支分部局等を含め、同システムの利用状況を確認し、組織全体の利用率向上を図ること。
- ・事務局は、各府省庁における調達事務のデジタル化の取組状況を確認し、有効なノウハウやデータの収集・共有を図っていくとともに、政府全体としてデジタル化の取組が推進されるよう支援していくこと。

【実践的ノウハウ等の情報共有】

- ・事務局は、調達改善の取組の推進に資する情報やノウハウを収集・整理し、各府省庁に対して、勉強会や電子掲示板等を活用して、地方支分部局等を含め、分かりやすく共有し、その活用状況の把握に努めつつ、取組の定着を継続的に支援していくこと。

国の調達に係る契約金額(令和6年度)



※その他(内訳)

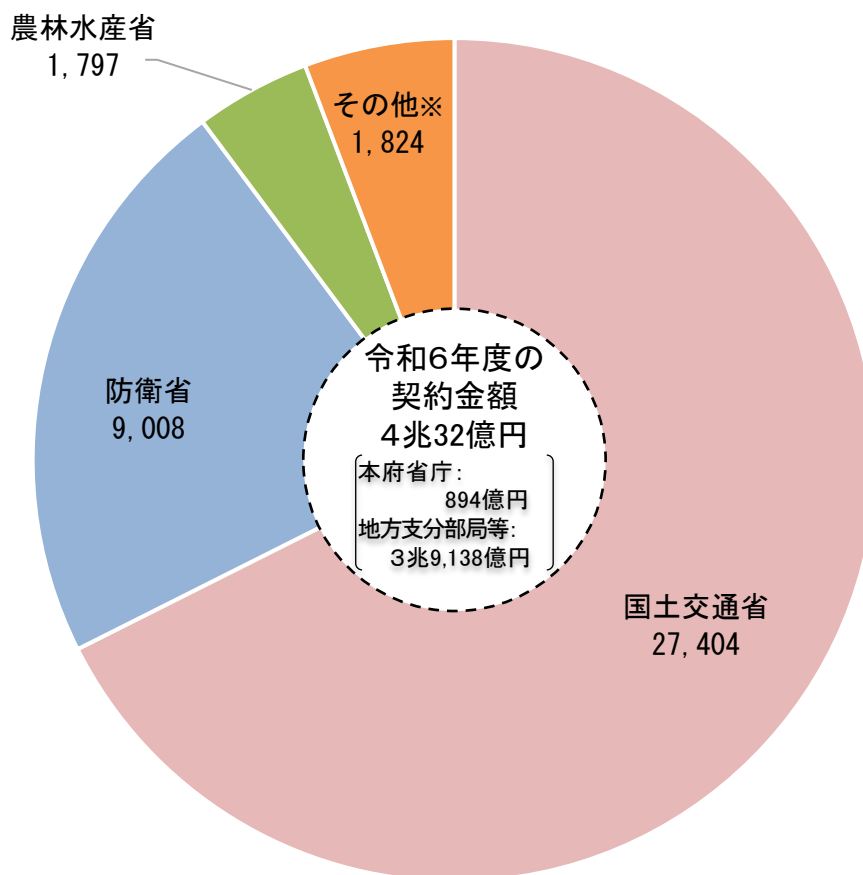
内閣官房等	2,983	警察庁	600	金融庁	34
財務省	2,702	最高裁判所	568	個人情報保護委員会	31
環境省	2,637	こども家庭庁	139	カジノ管理委員会	26
法務省	2,507	国立国会図書館	136	消費者庁	16
デジタル庁	1,788	宮内庁	90	人事院	11
総務省	1,382	復興庁	80	公正取引委員会	11
文部科学省	1,182	衆議院事務局	60	会計検査院	7
外務省	892	参議院事務局	51		

注1 契約金額:令和6年度に締結した支出原因契約(少額随意契約等を除く。)
なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。
注2 内閣官房等:内閣官房、内閣法制局及び内閣府本府。以下、別添において同じ。

※令和8年2月末時点での各府省庁からの報告に基づいて内閣官房が作成

(単位:億円)

公共工事等



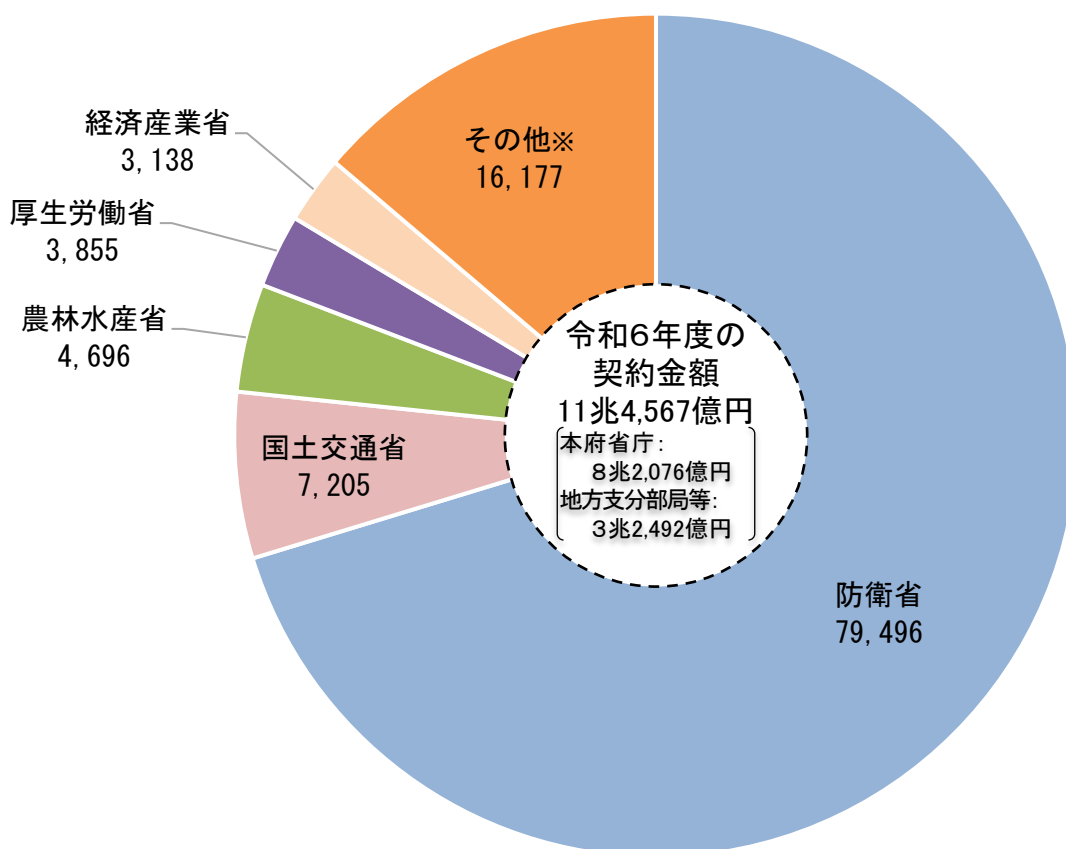
※その他(内訳)

内閣官房等	564	外務省	39
環境省	475	衆議院事務局	10
財務省	187	参議院事務局	9
法務省	159	国立国会図書館	8
最高裁判所	122	デジタル庁	3
警察庁	107	経済産業省	2
宮内庁	70	文部科学省	2
厚生労働省	65	こども家庭庁	1

注3 端数処理(単位未満四捨五入)の結果、契約金額が「0」となる復興庁、人事院、会計検査院及び総務省は記載省略。

注4 公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁は、実績なし。

物品役務等



※その他(内訳)

財務省	2,515	警察庁	493	個人情報保護委員会	31
内閣官房等	2,419	最高裁判所	447	カジノ管理委員会	26
法務省	2,348	こども家庭庁	137	宮内庁	20
環境省	2,162	国立国会図書館	129	消費者庁	16
デジタル庁	1,785	復興庁	79	人事院	11
総務省	1,382	衆議院事務局	50	公正取引委員会	11
文部科学省	1,181	参議院事務局	42	会計検査院	7
外務省	853	金融庁	34		

各府省庁における調達改善の主な取組（令和7年度上半期）

各府省庁の自己評価に記載されている取組のうち、創意工夫が認められるなど主なものを記載している。

1. 競争入札の改善

【内閣官房等】

- 調達予定案件の事前公表（前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載）、十分な履行期間を確保した上で公表・公告期間の原則 30 日間以上確保、受注実績・資格要件の緩和等を行った結果、令和6年度に一者応札で、令和7年度も継続案件となった175件のうち、51件が複数者応札となった。

【宮内庁】

- 応札可能な事業者に限られる調達の競争性を高めるため、入札公告期間を12日間以上とするとともに、入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書の受領者が二者以下であった案件については、事業者に積極的に情報提供を実施した。その結果、令和6年度に一者応札であった案件のうち、7件が複数者応札となった。

【公正取引委員会】

- 企画競争を行った競争性のある随意契約を除いた競争性のない随意契約7件について、公募手続を行った結果、1件が一般競争入札に移行した。
- 一者応札となった場合には、GEP Sから仕様書をダウンロードした事業者に対して、入札に参加しなかった理由をアンケートやヒアリングで確認し、次回の仕様や参加要件の改善に努めている。また、前年度一者応札であった案件の調達を行う際は、一者応札に関するチェックリストを作成し、一者応札にならないように仕様などの見直しを行ったことを確認した上で、入札を実施している。

【警察庁】

- 新規事業者への情報提供、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施等を行った結果、本庁で7件、地方で41件の一者応札が解消した。
- 11官署において、継続して一者応札となっている18件を対象に事前審査を実施し、一者応札となっている要因、参加可能事業者の調査、仕様要件及び入札参加資格要件等について検討し、一者応札の改善に向けた各種方策を講じた。
- 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては29件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を15官署において実施するとともに、事業者への聞き取りを46官署において実施した。

【個人情報保護委員会】

- 令和6年度に一者応札だった16事業のうち、令和7年度上半期も調達を行うこととなった4事業について、前年度に作成した各セルフチェックリストを踏まえ、適切な調達手法等を検討し、公告期間を前年度と比べて長めに確保するとともに、事業者への情報提供を実施することにより、1事業が複数者応札に改善した。
- 一者応札であった8事業を対象として、開札後において、セルフチェックリストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施した。
- 事業者への時間的な配慮を行うことにより、競争性を向上させ入札者数の増加を図るため、総合評価落札方式に係る調達実施の検討段階において、公告期間を30日間以上確保していることを事前に確認した。

【金融庁】

- 情報システムに関する調達について、参入の可能性があると思込まれる複数の事業者に、参入の妨げになる要件等がないか確認することを目的に、調達要件案等の内容に関する意見を聴取したところ、具体的な意見が得られたため、16件において業務範囲等を明確化する調達仕様書の見直しを実施し、事業者の参入可能性を高めた。
- 新規事業者の開拓に当たり、過去の調達案件において参考見積書の提出や応札のあった事業者情報について、再委託先も含め収集・蓄積した上で、庁内の情報システム担当者に共有できるようにした。このような取組の結果、新規事業者と8件の契約締結に至った。

【消費者庁】

- 一者応札となった案件8件について、仕様書等の受領または入札説明会への参加があったものの、応札しなかった事業者等へのヒアリングを実施し、次年度以降の改善策の検討に活用できる情報を収集した。

【デジタル庁】

- 令和7年度上半期に契約した情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステムの設計、開発や構築を行った全17件について、汎用的な製品等の調達を実施した。
- 新規参入が難しい情報システムの保守・運用の全23件において、新規の事業者が調達内容等を十分に把握するために必要な公告期間の確保に努めた。スムーズな業務移行が可能となるように設けた調達仕様書の引継ぎに関する項目の実施についても、一層の定着化に努めた。

【復興庁】

- 令和6年度に一者応札で、令和7年度も継続案件となった9件について、調達の前に会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において改善策の審査を行い、仕様内容の見直しや公告期間の延長等を実施した結果、6件が複数者応札となった。

【総務省】

- 予定経費 1,800 万円以上の一般調達案件で、総合評価落札方式、企画競争又は公募の場合において、公告期間を 20 日間以上確保した。
- 契約監視会における外部有識者からの意見等のうち、一者応札等の調達改善に有効と考えられるものを契約監視会事務局において取りまとめ、調達要求部局及び契約担当部局に共有し、調達改善の取組の定着化を図っている。
- 会計課において年間の調達予定案件を把握し、進捗管理を行うことにより入札時期を早めるとともに、特に前年度一者応札であった案件については、公告期間や履行期間を長めに確保することや事業者への情報提供を行うことなどにより、応札可能性の向上を図っている。

【法務省】

- 前回の調達において一者応札や不落・不調となった案件の調達に当たり、個別にその要因分析などを行った上、競争参加資格の弾力的な運用、仕様の見直し、新規参入業者の調査、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者等に対するヒアリング等の取組を実施した。
- 前回調達時に一者応札となった案件と同種の 101 件の調達について、公告期間の十分な確保を行うなどしたことにより複数者応札となった。また、前回調達時に不落・不調の随意契約を締結した案件と同種の 20 件の調達について、仕様の見直し・明確化を行うなどしたことにより、不落・不調が解消され、費用比較が可能な 13 件で、合計 1,154 万円の調達費用を削減した。

【外務省】

- 一者応札・応募となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、潜在的な事業者の発掘に努めたこと等により、競争性の確保を図った。その結果、13 件が複数者応札となった。
- 省内で統一かつ効果的に一者応札・応募改善の取組を実施するため、「一者応札・応募のチェックリスト」を活用した。
- 新規事業者の発掘のため、前年度に引き続き同様の調達を予定している案件及び新規案件について、調達実施予定時期、前年度の契約額等を一覧にしてウェブサイトで公表した。

【財務省】

- 契約ごとに、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施した結果、121 件について一者応札が解消した。
- 入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等の反映状況や講じた措置等を同委員会へ報告した。

【文部科学省】

- 全ての委託事業における競争入札及び一者を選定する予定としている企画競争の案件について、手続を開始する際に「競争性の確保・向上のための改善チェックリスト」により、会計監査組織が取組状況の確認を行った。
- 結果として一者応札等となった場合には、入札説明会に参加したが応札しなかった事業者等へのアンケート調査又はヒアリングを実施し、改善に向けた要因分析を行った。

【厚生労働省】

- 外部有識者等で構成される公共調達委員会による一般競争入札等を対象とする事前審査や、外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会による一者応札となった案件等を対象とする事後審査における指摘事項を調達に反映させることにより、一者応札が16件解消し、約2億3,100万円の削減効果があった。

【農林水産省】

- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札・応募であった案件636件について、応募要件や仕様書等の審査を実施し、競争性を確保するための改善策が反映されているかの確認等を行った。その結果、124件が複数者応札・応募となり、透明性や競争性等の向上が図られた。
- 一者応札・応募となった844件について、入札に参加しなかった事業者へのアンケート調査等を実施して要因を分析し、次回の調達に向けての改善策を検討した。
- 外部有識者により構成される入札等監視委員会において、一者応札・応募等となった案件216件について、次回の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や競争性等に関する職員の意識の向上が図られた。

【経済産業省】

- ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」（平成24年度に策定し、以降適宜改訂。）を活用することで、平成23年度には約42%だった一者応札比率は令和7年度上半期には約28%となった。

【国土交通省】

- 事業者側の準備不足により一者応札となったと思われる案件について更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証を基に取組を行い、競争参加資格の拡大を行うなど一者応札改善に向け柔軟な取組を行った結果、令和7年度上半期において104件について一者応札が改善して、比較可能な18件で計約4,000万円（▲10%）の削減効果があった。

【環境省】

- 令和7年度上半期の契約において「前年度「一者応札」、「高落札率（90%以上）」及び「契約金額・落札率を問わず、「一者応札」が2か年度以上続いている全案件」であった402件について、入札公告に当たって一者応札改善のための契約前自己チェックを実施した。

【防衛省】

- 一者応札となった契約について、アンケート調査や事業者とのヒアリングを通じて、現状把握や要因を分析した。また、発注条件や仕様書を見直すことにより、一者応札の改善に努めている。
- 防衛装備品等の調達情報に関して、防衛装備庁内の掲示板に二次元コードを掲示し、容易に防衛省のウェブサイト上の調達情報にアクセスできるようにしている。

2. 随意契約の改善

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 随意契約 409 件を対象に、見積根拠の精査等を実施し、このうち 183 件（本省分 172 件、地方支分部局分 11 件）について計 42 億 2,093 万円（本省分 42 億円（当初提示額の▲6%）、地方支分部局分 2,093 万円（同▲11%））の削減効果があった。契約内容や見積根拠の精査の経緯を価格交渉シートに記録して、情報共有を行った。また、価格交渉シートにおいては、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示している。○ 複数年にわたり同一事業者による一者応札が継続し、一者応札の改善の取組を実施しても改善が見込めない案件について、監査アドバイザー等の意見も踏まえて慎重に検討の上、新たに 4 件を公募による随意契約に切り替えた。見積根拠の精査により 148 万円の削減効果があった。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 物品購入（3 件）及び印刷製本（7 件）についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち 1 件は令和 6 年度までに受注のなかった事業者が契約者となった。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公募を実施した随意契約について、見積根拠の精査を実施し、5 案件において契約金額が当初提示額より削減され、計約 211 万円が削減された。○ 地方支分部局全 119 官署のうち 118 官署において、オープンカウンター方式による調達を計 1,075 件実施した。
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公募の結果一者応募だった案件 10 件について、見積根拠の精査を実施し、2 件について減額に至った。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 情報システム関連の随意契約のうち少額随意契約を含む 14 件について、PMO（消費者庁全体管理組織¹⁾）審査を実施した。○ 随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約 23 件、企画競争による随意契約 5 件、公募による随意契約 4 件について審査を行い、企画競争による随意契約 1 件、公募による随意契約 1 件をそれぞれ一般競争入札に移行した。○ 競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件について見積根拠の精査を実施し、1 件において当初提示額から計 189 万円（▲5%）が削減された。
<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 毎月定期的に購入する消耗品等について、オープンカウンター方式による調達を 3 件実施し、全ての案件で複数者から見積書の提出があった。

¹ IT 施策に関する全体管理の機能を担う組織

<p>【外務省】</p> <p>○ 9件の汎用物品について、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った（本省庁17品目、地方支分部局311品目）。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 複数年にわたり一者応札・応募となっている案件のうち、今後も特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件について、契約監視委員会に諮り、随意契約事前確認公募に移行する取組を実施している。令和7年度上半期は、18件について、同公募を実施し、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。見積根拠の精査により、計約1,897万円の削減効果があった。また、同公募を実施した案件について、公募期間以外でも新規参加者の発掘が可能になるよう、ウェブサイト上で調達内容等を恒常的に公表することとしている。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 外部有識者を含む公共調達委員会での審査を経て、公募により調達を実施した2件については、見積根拠の精査を行った上で、随意契約を締結した。見積根拠の精査を行った結果、約200万円の削減効果があった。</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>○ 事務用品購入等において、オープンカウンター方式による少額随意契約の調達を526件行うとともに、メールマガジンによる調達情報の配信を実施した。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 実施手続をまとめた会計課調達に基づき、公募（入札可能性調査）を実施し、特定の事業者だけが当該事業を実施し得ることが確認された83件について、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。</p> <p>○ 競争性と公平性の確保を図る観点から、少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を177件実施した。</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>○ 競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討するとともに、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、理由を含め本省ウェブサイトで公表している。</p> <p>○ 競争性を向上させる観点から、会計法令で予定価格が少額随意契約可能とされている場合について、事務負担、地域性等に配慮しつつ、令和7年度上半期はオープンカウンター方式により、4,051件、約15億7千万円の調達を行った。</p>
<p>【防衛省】</p> <p>○ 随意契約によらざるを得ない調達について、各会計機関に設置された会議体において仕様書等を審査することで、適切な契約方式を確保した。</p> <p>○ 複数の官署において、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p>

3. 共同調達・一括調達の取組

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 17品目の共同調達を幹事官庁として実施し、参加官庁の事務負担を大幅に軽減した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 4財務局において、近隣官署とのネットワークを構築するとともに、物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁の枠組みを越えた実務担当者のノウハウの共有を行う共同調達に関する連絡会等を開催した。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 本省（外局を含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省及び農林水産省と事務用消耗品等において共同調達を実施した。その結果、事務用消耗品の契約単価について平均で約27%（共同調達実施前の平成20年度と比較）の削減効果があった。</p> <p>○ 全ての地方支分部局において共同調達を実施している。地方支分部局における共同調達品目の総数（延べ）は50品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は159官署となった。</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>○ 本省及び地方支分部局等の39部局において共同調達を行い、品目（施設・設備の維持管理・保守等）を拡大した部局があった。</p> <p>○ 本省及び地方支分部局等の53部局において一括調達を行い、品目（車両管理業務等）を拡大した部局があった。</p>

4. 調達事務のデジタル化の取組

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 政府電子調達システムの活用について、入札への参加方法は原則電子入札とし、紙入札にて来訪した事業者には入札終了後に政府電子調達システムを利用した電子入札手続の説明、リーフレットの配布等を行うことで、電子調達システムでの電子入札参加を促した。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 本局において、紙入札を行った事業者へ理由書の提出を求める等の取組により、36件（90%）で電子応札があった。また、電子応札事業者へ電子契約を推進することにより、28件（70%）で電子契約を締結した。</p>
<p>【カジノ管理委員会】</p> <p>○ 入札については、原則、政府電子調達システムを活用した電子入札とし、入札説明書の交付等についても電子で行ったほか、紙入札を実施している事業者に対して勧奨を行い、調達事務のデジタル化を推進した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 入札説明書において、電子契約を推奨することを明記し、契約相手方に決定した事業者に対して積極的に要請を行った結果、電子契約を45件締結した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 政府電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%であった。また、電子契約の件数は前年度17件から29件に増加しており、事業者の利便性の向上を図ることができた。</p>
<p>【デジタル庁】</p> <p>○ 入札説明書等に、原則、政府電子調達システムによる入札を行うことを明記するとともに、落札者に対して、電子契約の利用を働き掛けた結果、令和7年度上半期に契約した入札案件全115件のうち、電子入札は104件（90.4%）、電子契約は81件（70.4%）となった。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 入札・契約手続における政府電子調達システムの利用徹底に努めるとともに、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や同システムの利用可能用途等の確認を行った。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 競争性の確保を継続するため、ウェブ会議アプリを利用した入札説明会を開催したところ、説明や質疑応答を、対面と遜色なく実施できた。</p>

<p>【財務省】</p> <p>○ 調達事務のデジタル化の取組（電子入札、電子契約等）について、財務省のウェブサイト等を活用して推進するとともに、部局ごとの実施状況を分析し、各種会議等の機会を通じて利用促進を図った。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 入札公告や調達仕様書等の資料掲載について、原則、調達ポータルに掲載することを省内ルールとし、事業者に対して電子調達の普及に努めるとともに、落札者が電子応札だった場合は原則電子契約とするように努めた結果、令和7年度上半期の電子契約率は97.3%となった。</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>○ 本省が主催する地方農政局等・施設等機関等会計課長等会議等により、政府電子調達システムの導入促進、事業者側へのシステム導入・電子契約利用に係る協力依頼、省内優良事例の共有を行った。競争性のある契約案件3,668件のうち、3,355件(91%（前年度89%）)について政府電子調達システムを活用した電子入札を実施し、1,045件(48%（前年度29%）)について電子契約を行った。</p> <p>○ 入札公告などの調達事務に係る連絡や承認手続について、電子メールによるやりとりを、省内アンケート作成・配布・集計用ソフトの活用やRPAによる自動化により、1件当たり約16分間要していた手続を約6分短縮し、業務効率の向上を図った。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 政府電子調達システムの利用促進を図るため、事業者へ電子入札・電子契約のメリットを周知するなどして、積極的に事業者へ電子化を推奨した結果、令和6年度上半期の電子契約件数は302件であったが、令和7年度上半期は417件に増加した。</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>○ 地方支分部局含め省内に電子入札及び電子契約の導入を積極的に行い、入札説明会をオンラインでも参加可能として、押印省略が可能な見積書等の徴取を電子メールで行うなど調達事務のデジタル化の推進を図るための通知を行うとともに、紙での対応を希望する事業者に対しても積極的に情報提供を行い、令和7年度上半期において20,406件(64%)の電子契約を締結した。</p>
<p>【環境省】</p> <p>○ 政府電子調達システムによる電子入札・電子契約の活用を省内に周知したほか、応札者や落札者に対して同システムの利用を推奨した結果、令和7年度上半期において電子入札案件1,260件中833件で電子応札があった。また、少額随意契約を除いた全契約案件1,920件中945件で電子契約を行った。</p>

5. その他の取組

<p>【警察庁】</p> <p>○ 本庁及び他府省庁で実施している調達改善に向けた取組等を地方支分部局の調達担当者に対して指導教養・情報発信し、調達改善の意識向上を図った。</p>
<p>【こども家庭庁】</p> <p>○ 総合評価落札方式について、適正な評価が行われるよう、庁内職員に内規を周知することにより、職員の意識・技能の向上に繋がった。</p>
<p>【デジタル庁】</p> <p>○ 調達相談窓口の設置やベンダーロックイン防止チェックリストを活用した事前審査を行うとともに、高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争による調達に積極的に取り組んだ結果、前年度一者応札であった調達案件のうち、令和7年度上半期において継続して調達を行った60件中、21件において複数者の応札があった。競争性のある契約に占める一者応札の割合は200件中78件（39%）となった。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ システム案件、事務機器借入れ等28件について国庫債務負担行為を活用した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ クレジットカード決済を導入している25部局全てにおいて、クレジットカードの複数年利用を行い、事務の効率化を図ることができた。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ スタートアップを含む技術力のある中小企業者等について、競争参加資格の等級に関わらず入札に参加できることを原則とし、入札公告前に会計監査組織が確認する体制とした。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>○ 調達担当職員の意識改革・能力の向上を図るため、令和7年5月に本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修（eラーニング）を実施した。</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>○ 一定規模以上の情報システム調達について、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映させた。</p> <p>○ 総合評価方式の一般競争入札で実施する事業については、競争参加資格を原則としてA～Dとすることで、ベンチャー企業を含む幅広い入札が行われた。</p> <p>○ 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引（クレジットカード決済）による調達を43件実施した。</p>
<p>【防衛省】</p> <p>○ インターネット調達によるクレジットカード決済を活用した結果、汎用消耗品等の調達手続の簡素化により、納期が約1週間早期化した。</p>